

議会運営委員会報告書

平成27年12月3日

備前市議会議長 田 口 健 作 殿

委員長 橋 本 逸 夫

平成27年12月3日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

- 1 第6回定例会第10日目の議事運営について
 - ① 副市長の発言について
 - ② 一般質問中の休憩について
- 2 通告に対する外部の干渉について

議 会 運 営 委 員 会 記 録

招 集 日 時	平成27年12月3日（木）	本会議休憩中		
開議・閉議	午前11時40分	開会　～	午後0時05分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	会期中(第6回定例会)の開催		
出席委員	委員長	橋本逸夫	副委員長	西上徳一
	委員	尾川直行		津島　誠
		掛谷　繁		星野和也
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	田口健作	副議長	守井秀龍
	委員外議員	なし		
	紹介議員	なし		
	参考人	なし		
説 明 員	議会事務局長	草加成章	議会事務局次長	入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主査	青木弘行
傍 聴 者	議員	なし		
	報道関係	なし		
	一般傍聴	なし		
審 査 記 録	次のとおり			

午前11時40分 開会

○橋本委員長 定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きたいと思います。

まず、お手元に配付されました資料をごらんください。

よろしいですか。まだ、よろしい。

よろしかったら、どの部分がどういうふうなのかを今の、尾川委員に指摘をしていただけたらと思います。

○尾川委員 私は副市長の答弁を聞いておりまして、今いただいた書類の下から3行目で、その契約あるいは覚書に不当な部分があれば云々ということで、その覚書に不当な部分というのがちょっと気掛かりです。もうはなから、やはりその当時の執行部と当事者との契約関係というのは、それでよしとして契約してきていると思うんです。執行部がその不当なというふうな決めつけをする、不当という言葉を広辞苑で調べてみました。不当とは、当を得ないこと、実質的に妥当性を欠いていることという理解かなと。ただ、不当要求とかという言葉からしても、言葉はもう少し選んで答弁すべきじゃないかという指摘をさせてもらったんです。

○橋本委員長 尾川委員からそういった指摘がございました。言葉を少し選んだ上で答弁をすべきということでございます。皆さんがどう判断をされるか、判断によっては議会運営委員会として本人に注意するなり、訂正発言を求めるなりしたいと思いますが、皆さんの御意見はどうでしょうか。

○掛谷委員 確かに不当という言葉はどういう立場で、立場によって違いますが、ここでその前に現市長あるいは私も含めて少し疑義があるんじゃないかということと。ここでは疑義という言葉を使っているんで、次にこの覚書の不当というふうにランクが上がったようになっているんで、やはりこれは疑義なんではなかろうか、言い方なんですけども、不当とまで言うのはどうかなというのはあります。

○橋本委員長 この覚書に不当な部分があればという発言は、言葉の使い方としてはよくないと、もっと言葉を選んで言うべきだという指摘なんです。

その部分を皆さんがどう思うか、皆さんもそういう認識であれば、議会運営委員会として本人に厳重注意なり、あるいは訂正発言を求めると。するかしないかは別として、そういう行動をとりたい。

どうでしょうか、改めて訂正というんですか、厳重注意をすべきか。あるいは、一般論で言うとなんかからこの程度だったらええんじゃないのとか、いろいろな御意見があろうかと思えます。あればという仮定ではありますけど、あるというふうに断定じゃないですけども。

でも、不当というような、当時覚書を締結して、それが不当なことがあればというて、そんなことは普通ならないはずなんですけれど。

○津島委員 これは副市長の発言なんで、よく市長と相談して、覚書に不当な部分があればと言うたんじゃけれど、市長、どうならと相談したらよろしい。それから顧問弁護士と相談してい

ると逃げよるけど、何でも。相談して明るみに出るから、どうってことはねえと思います。

○橋本委員長 どうでしょうか、ほかの委員の皆さん。それでいいならば、申し出を議会運営委員会としてすると。

○津島委員 だから、副市長の発言じゃから、市長に相談して、私は不当な部分があればと言いましたけど、市長、それでよろしいかと許可をとるときやええが。

○橋本委員長 それでよろしいか、尾川委員。

○尾川委員 ほんなら、副市長の立場で答弁するなということになるよ。

それこそ副市長どういう立場で出席しとんならということになる。

○津島委員 そりゃ市長が、自分のことじゃから。副市長に振るなと言っとる。

○尾川委員 わかるわかる。

○橋本委員長 この部分は、ちょっと市長が答弁に窮したときに副市長がぱっと手を挙げてやられた。だから、一くだりだと思います。

○尾川委員 そこまでわしは言やらん。副市長に、これはちょっと言葉として過ぎとりやせんかということだとどめたらええんじゃねえん。あっちこっちに相談せえまで親切に言う必要ねえと思うという話です。

○橋本委員長 どうでしょうか、尾川委員は訂正発言までは求めないにしても、議運ではちょっと不穏当な発言になるのではないかということで、みんながそういうふうと言ようと。だから、今後答弁をする際にはよく言葉を選ぶようにということですか、注意を喚起するというぐらいでよろしいですか。

○尾川委員 そりゃ、みんなの意見がそれであればいいです。

要するに、議員もそうですけど、やはり議会というものをきちっと大事にせにやあいけんというのを、お互いにね。だから、そのときはそのときの表現があったとしても、やはりそれを注意したり、お互いにレベル上げていくということは必要なんじゃねえかなと思うて、ちょっと気がかりになったからね。

不当というのは、執行部自分らが、それだけ進めてきておいて、不当という決めつけはなからうがという話なんですよ。それは、全部の文脈を読んだらまた解釈がいろいろ違うかもわからんけど、やはり発言は慎重にやるべきじゃというのは、お互いにね。

○橋本委員長 いかがですか、ほかの委員の皆さんは。

○星野委員 ただ、ここの部分だけを読むと、95条についての説明を言われているだけに聞こえるんですよ。

〔「そりゃ違うわ」と尾川委員発言する〕

いや、民法95条の説明をされているんじゃないかと。

○橋本委員長 ちょっとフリートークにします。

○尾川委員 いやいや、それは違わあ。

それは、契約そのものが、要するに不当かどうかという話なんじゃから。95条というのは後からついてくるものであって。契約がどうかという話じゃ、次の段階じゃから。

○星野委員 いや、多分そこは切り離して民法95条を説明されているように。

○尾川委員 いやいや、じゃから95条は次にくることじゃが。

○星野委員 いや、多分95条がそういう法律行為の要素に錯誤があったときは無効とするというのが95条なんですよ。

○尾川委員 じゃから、それはまずは誰が決めるんですかと言ようる、まだそこまでいってねえでしょうということです。

○星野委員 そこはわかりません。

○尾川委員 ほんなら副市長がそれだけの権限を持ってやるんかなと言ようるわけです。

○星野委員 いや、それはわかるんです。

それを言っているんじゃないで、ここの部分は95条を言っているだけじゃないですか。誰がどうこうじゃない。

○尾川委員 違うわ、それはその読み方じゃがな。要するに、その契約そのものの中身が不当であるかねえかを言ようるわけじゃ。それによっては解約すると、その契約が有効に成立せんと言ようるわけじゃから、そういう話になってきとる。

○橋本委員長 解釈はいろいろ分かれるところです。断定的な言い方か、仮定として部分があったらそれは無効になりますよというようなことでね。

○尾川委員 それは後からの話。

○津島委員 弁護士に相談しよんじゃから。

○尾川委員 そうです、そうですよ。

○津島委員 不当な部分があればというのは、あるんかないんか知らん。

○橋本委員長 それは、だから覚書の有効性について今相談しようるわけですから。

○尾川委員 それを決めつけて、断定的な話はやめるべきじゃねえか言ようる。不当言うたりする言葉が適切じゃねえ。

○橋本委員長 どうですか、仮定の問題ではあってもこういう言葉の言い回しについてはもう少し言葉を選んで発言するよということ、議運のほうから一応申し入れをするよということで、どうでしょうか。発言訂正を求めるといふようなところまではいなくても、そのぐらいのことはしてもいいんじゃないかとは思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでいいということであればそのようにさせていただきます。

それでは、これは議長を通じてお願いしましょうか。議長から不当というような過ぎた言葉はできるだけ慎むよということ、よろしいでしょうか、議長。

○田口議長 はい。

○尾川委員 もう一点は、今午前の部が30分を切ったからということで休憩になったんですけど、傍聴者の立場からしたら、またこれ出直して1時に来るとするのは時間的なロスがあると思うんですよ。済んだことじゃからしょうがないんだけど、今後の議会運営で休憩については、いろんな反発もあるかもわかりませんが、臨機に対応するようにやっていくべきじゃねえかな。傍聴は、たまたま報道しかおられなんだんですけど、議長の立場になって運営でいろいろ駆け引きがあったりして、ここで切るべきか続けるべきかというのいろいろあると思うんですけど、今後の参考としてもらいたいなという個人的な意見です。

○橋本委員長 そういう御意見でございますが、議長、それに対して何か。

○田口議長 もう議員さんのほうで、皆さんが、仮にですよ、12時10分ぐらいなら許せるから続けてほしいということであれば、今後はそういうことで進めてまいりたいと思います。

○尾川委員 それからね。答弁入ると、再質問かな。

○田口議長 次は、再質問です。

○橋本委員長 これから再質問。

○尾川委員 答弁はね、できるだけつなぐかどうかというのを判断して、決して続けえ続けえという意味じゃないんですけど、その辺はやはりいろんな判断をしてもらって、進めてもらいたい。たまたま傍聴がおられんから、その辺を留意していただきたいと。

○田口議長 はい、了解しました。

○掛谷委員 いや、全く同じ意見です。

○橋本委員長 それでは、議長に進行をお任せします。

ほかに。

○津島委員 きょうか、議長に相談したんですけど、私の一般質問について、外部からそういうことを議会でも言わせてもいいのかという電話が、議会事務局へあったらしいんです。その後議長が聞いてくれたんですけど、外部に私の通告が漏れとるということで、漏えいですわ、そういうことを言わせてもええんかと議長に言うたということは恫喝ですわ。

それで、市長も市長で、都合の悪い質問は答弁を控えさせてくれというて、これで3回目ですわ。ほんなら、私の質問は気に入らんから全部答弁を控えさせえというのもどうかと思いますんで、これちょっと通告の漏えいについて新聞にでも書いてもらわにゃあいけんと思よんじゃ。外部から電話があったんですわ。これちょっと皆さんどねえ思つか取り上げて。

○橋本委員長 この件について……。

○田口議長 ちょっとよろしいですか。

こういうことです。議会事務局にも、議員の一般質問は何を言うてもええんかと、議会事務局はその質問される内容を把握されとりますかという電話があったらしいんですね。それで、それを私は全然知らなくて、携帯電話に着信があったので、折り返し電話入れたんです。そうしたら、議長、一般質問される議員さんの内容は議長として当然把握されとんでしょうねと言うか

ら、私は一切把握していませんと。通告書に載っとるものについては見るけど、中身については一切把握してないと言うたら、そういうことでええんかって、議員は何質問してもええんかと言うから、それは議員のそれぞれ個人の良識に任せるしかないでしょうと。備前市議会では申しわけないんだけど、一切把握してないと言うたら、きょう津島議員が質問された中身を当然知っとられるから電話してこられたんだと思うんですよ。ほんなら、その人も何かかんかせにやああかんと、何言われても、ほんならええんかというようなことを言われて、きょう言われるような中身をと、そこまでは表現はしていなかったけど、どうもきょうの中身を知っとられたということです。

だから、通告、聞き取りの後、誰がそういう話を持っていったんか、そういうふうなことで電話がかかってくるというのを私はいいいことじゃないなというて、津島議員に、きのうです、そういうこともあるんで、物事を断定したような聞き方は、余りよくないかもわからんなど、実はこうこういうことだったんですというて、ありのままを津島議員にもお話をさせていただきましたけど、余りいいことではないですね、情報が漏えいするっていうの。

○橋本委員長 ちょっと委員長としての見解を申し述べます。

質問の内容について、それが漏えいしたというのは、ここまではある程度許されるにしても、私なんかもう全部文章をぼんっと出して、ほらこれで質問するぞというてやりますから、それがどこへ流れても別にどうってことはないですけど、それをもとにこんなことを質問してもいいんかという議員の質問に圧力をかけるような言動というのは、これは極めて遺憾だと思います。

国会なんかでもいろいろあります。下着泥棒の件から何からそんなことが話題になるわけですから、質問できるわけですから。私は、基本的に議員の質問権は尊重されるべきであって、その内容が相手を中傷したり、あるいは名誉毀損になるようなことを言うたんなら、向こうが当然名誉毀損で訴えるべきであるし、それ以外は私は構わんというふうに思うとります。これは委員長の個人的な見解です。ほかの皆さんがどういうふうに思われるか。

○津島委員 私は、あの質問で市長の資質を問うた。それで、断定的な質問をせなんだ。何でというたら、議長のアドバイスに従って、でしよかなあというて、やわらかく問うた。それで、あれじゃったらいい答弁がいただけるなと思うたら、差し控えると、議場じゃ議事録が残るから、それは言わんけどな。公の場じゃ答弁しないというて。私はまだ市長が就任してから一度も市長室へ足を踏み入れたことはないけど、どこかで教えてくれるんじやろ、議事録の残らんところ。じゃけど、余り答弁を控えさせていただくというのは、いい答弁じゃねえよ、もうがっかりきた。そういうことですわ。

○橋本委員長 そういうことでよろしいか。一応議員の質問権は尊重すべきということでの皆さんの認識で。

○尾川委員 ただ、質問の内容が、やはり私も一番心配しとったのが、何でも言うてもええ、議場でも言うたことは責任とらんでもええという、たしか何かあったと思う。せやけど、ただ、た

だ、あっ市会議員はならんのか。

〔「なりません」と呼ぶ者あり〕

国会議員はええんか、そこちょっと誤解しとったわ。

〔「国会議員はええん」と呼ぶ者あり〕

国会議員は、国会で何を言うても責任を問われんのじゃ、そういうたら失礼じゃけど。

ただ、そういう質問をこっちも、今議長は中身を見てねえと言われるけども、私も議長をしていたときに項目しか見てねえから、中身までははっきりは把握してねえ。だけど、その辺は品格というんかな、公序良俗に反するような質問は努めてやはり排除していくというのが議長の仕事だし、事務局もその辺の中身もある程度把握していかと。

だから、いつも言うのが、余り質問項目を早う出すなど、そういう意味じゃない。要するに、そういう問題があったときに、ああ下げた上げたというたりしょうんじゃちょっと写りが悪いから、時間がかかっても翌週ぐらいにアップするようにして調整しとかないけんでというのは言よたんですけど、それとこれとは違うけど。ちょっとその辺の、慎重にあるべき面もあると思うんですよ。津島委員がどうこう言うんじゃねえ。

要するに、そういうやはり個人を中傷したりというふうな質問は努めて排除していくという。議会事務局もよう見てもろうて、質問する議員本人も、言う権利がある、一般質問は何を言うてもいいということであっても、やはり発言をするというのはある程度の責任があるということを確認すべきじゃと思いますけどね。

○津島委員 委員長、議長のところへ文句言うてきたのはもうどうするん、結論は。

外部からどうのこうの言うてきた問題はもう取り上げるん。もう放つとくん。それを聞いてみて。

○橋本委員長 議長にお伺いします。

その当事者に連絡を入れて、こういう内容であれば別段地方議会であっても質問をすることができる。ただし、それに対して当の本人は答弁をされなかったけれども、今後議員の質問権に圧力をかけるような言動は慎んでほしいという旨の一言を先方に伝えてもらえますか。

○田口議長 わかりました。

○津島委員 みんなやられたら困るで。

○尾川委員 その辺は、何か判例なんかはないんかな。また一遍調べてみて。どの程度、漏れた漏れんというもあるけど、発言に対して何かの制約をかけるようなところもちょっと気になるどころじゃけどね。

○橋本委員長 それでよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、一度その辺もあれば、調べてみてください。

それでは、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後0時05分 閉会